

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年3月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札に付する事項

- (1) 入 札 番 号 第10008号
- (2) 件 名 逕送業務委託
- (3) 業 務 概 要 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 履 行 場 所 静岡県警察本部の指定する場所
- (6) 入 札 方 法 総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格の「運送」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）に基づく必要な許可を有していること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札参加申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申請書を令和7年3月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで。最終日は午後4時まで）に下記4の場所に提出すること。

4 担当部局、入札関係書類の交付日時及び場所

(1) 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県警察本部総務部会計課調度第一係
電話番号 054-271-0110 内線2243

(2) 入札関係書類の交付日時及び場所

ア 交付日時

公告の日から令和7年3月10日（月）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 場所

上記(1)の場所において交付する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年3月18日（火） 午後1時30分

(2) 入札執行場所

静岡県警察本部（県庁別館）10階 第一会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせる場合、全ての下請負者（再受託者）に労働関係法令を遵守

する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。

- (4) 本入札は、令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

=====

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年3月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

下田警察署 板山 光宏

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号

第1503号

- (2) 業務名

令和7－9年度下田警察署仮庁舎工事用信号機賃貸借

- (3) 設置場所

下田市柿崎1106番地下田警察署仮庁舎

- (4) 概要

下田警察署仮庁舎進入路の安全対策として、工事用信号機を2台設置する。

- (5) 使用期間

令和7年4月1日から令和9年6月30日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 静岡県内に本社、支店、営業所がある者であること。

- (3) 静岡県における物品購入及び一般業務の委託に係る競争入札参加者名簿のうち、「物品賃貸」を主登録営業種目としている者であること。

- (4) 当該物品（同等品）を相当数賃貸借した実績（能力）を有するものであること。

- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出の日から落札決定までの期間に、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

公告の日から令和7年3月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

〒415-8528 下田市柿崎1106番地
下田警察署会計課
電話 0558-27-0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年3月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書、競争入札資格審査結果通知書の写し及び3(4)で記した契約書の写し等

(3) 提出場所

4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年3月25日（火） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

〒415-8528 下田市柿崎1106番地
下田警察署4階会議室

電話番号 0558-27-0110 内線232

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、下田警察署会計課（電話番号 0558-27-0110 内線232）とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(5) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(6) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。